

# !! 子育て世帯の住替えを支援 !!

子育てしやすい良好な住宅への住替えを支援するため、既存住宅購入費用や礼金、仲介手数料、引っ越し運送費用など、初期費用の一部を助成します。

## <子育て世帯住替え助成金>

民間賃貸住宅へ  
住替え  
又は  
既存住宅購入の方

最大 **25** 万円

助成対象経費  
合計額の  
**1/2**

基本額  
(子育て世帯)

**15** 万円

+

多子世帯  
の場合

上限 **5** 万円引上げ

+

親世帯との  
同居又は近居  
の場合

上限 **5** 万円引上げ

### 多子世帯



子ども※妊娠している者  
の子が2人以上いる世帯

※18歳に達する日以降の最初の  
3月31日までの間にある者

### 親世帯との同居



子育て世帯+親世帯

両世帯が同居していること

### 親世帯との近居



子育て世帯

親世帯

両世帯の住居が直線距離で  
1.2km以内であること

本助成金を利用し、既存住宅購入の際に住宅ローン【フラット35】地域連携型を利用する場合、金利引き下げ（当初10年間 年▲0.25%）を受けることができます。

募集期間：令和5年4月1日（土）から令和6年2月29日（木）（必着）まで

申請期限：引越し日から5か月以内

※助成金の申請受付は、募集期間内・予算の範囲内で先着順とさせていただきます。

※市役所の開庁日以外はメールでの受付のみです。

## ■ 注意事項 ■

下記の「助成対象となる世帯」の要件と、次のページの「転居後の住宅の要件」をすべて満たしている世帯が対象となります。

ホームページに掲載している【詳細版】令和5年度福岡市子育て世帯住替え助成事業のご案内のパンフレットにて、申請の手順、必要書類などについて必ずご確認の上、申請してください。

ホームページは  
こちら →



窓口で申請される場合は、事前に電話で来庁日時の予約をお願いします。

## ■ 助成対象となる世帯 ■ 下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	助成対象となる世帯の要件											
<input type="checkbox"/>	○ 以下のいずれかに該当する子育て世帯であること（転居後の住宅への入居時点） ・ 扶養する子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）がいる世帯 ・ 妊娠している方がいる世帯（母子手帳の交付を受けていること）											
<input type="checkbox"/>	○ 表に定める住宅間で転居を行う世帯であること※1 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">転居前の住宅（福岡市内外）</th> <th style="width: 50%;">転居後の住宅（福岡市内）※4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅※2</td> <td>○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅（持家）を除く）</td> </tr> <tr> <td>○ 申請者又は同居者が使用許可を受け、使用料を支払う公的賃貸住宅※2</td> <td>○ 申請者又はその配偶者が、所有者から購入した既存住宅（中古住宅）（新築物件購入は対象外です）</td> </tr> <tr> <td>○ 転居する者の勤め先の会社が所有管理又は借り上げている社宅等の住宅</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 申請者又は同居者が所有する持ち家※3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※1 転居前・転居後住宅の契約者となる同居者は、子の扶養義務者に限ります。 ※2・3 公的賃貸住宅（市営・県営住宅などの公営住宅、URなど）や持ち家からの住替えは、離婚・DV被害の理由により別居する場合の転居のみ対象です。 ※4 公的賃貸住宅への住替えは対象外です。		転居前の住宅（福岡市内外）	転居後の住宅（福岡市内）※4	○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅※2	○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅（持家）を除く）	○ 申請者又は同居者が使用許可を受け、使用料を支払う公的賃貸住宅※2	○ 申請者又はその配偶者が、所有者から購入した既存住宅（中古住宅）（新築物件購入は対象外です）	○ 転居する者の勤め先の会社が所有管理又は借り上げている社宅等の住宅		○ 申請者又は同居者が所有する持ち家※3	
転居前の住宅（福岡市内外）	転居後の住宅（福岡市内）※4											
○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅※2	○ 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅（持家）を除く）											
○ 申請者又は同居者が使用許可を受け、使用料を支払う公的賃貸住宅※2	○ 申請者又はその配偶者が、所有者から購入した既存住宅（中古住宅）（新築物件購入は対象外です）											
○ 転居する者の勤め先の会社が所有管理又は借り上げている社宅等の住宅												
○ 申請者又は同居者が所有する持ち家※3												
<input type="checkbox"/>	○ 生活保護等を受給していない世帯であること※5											
<input type="checkbox"/>	○ 転居前の住宅の直近6か月間の家賃の未払いがないこと											
<input type="checkbox"/>	○ 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと※5											
<input type="checkbox"/>	○ 転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと（転居前が福岡市以外の場合）※5											
<input type="checkbox"/>	○ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではない世帯であること											
<input type="checkbox"/>	○ 過去に本要綱に基づく助成金を受けていない世帯であること ※結婚（再婚）、離婚、死別、子の誕生・独立、近隣トラブル等による転居等、世帯構成人員の増減がある際は、再度申請できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。											

※5 生活保護を受給していないこと、福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと、及び転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと（転居前が福岡市以外の場合）については、別世帯の配偶者（単身赴任等）や、世帯分離をしている同居者がいる場合は、その方についても確認を行います。

■ **転居後の住宅の要件** ■ 下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	住替え後の住宅の要件												
<input type="checkbox"/>	<p>○ 表に定める専用面積を有する住宅であること※6</p> <table border="1"> <tr> <td>世帯人数</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>4人</td> <td>5人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>住戸専用面積</td> <td>30㎡以上</td> <td>40㎡以上</td> <td>50㎡以上</td> <td>57㎡以上</td> <td>66㎡以上</td> </tr> </table> <p>〈面積を確認する際の注意事項〉</p> <p>ア. 6人を超える場合は次の算出式で計算する。 住戸専用面積 = (10㎡×世帯人数+10㎡) × 0.95</p> <p>イ. 妊娠中の者は2人とする。</p> <p>ウ. 子どもが10歳未満の場合は、子どもを下記の人数に置き換えた後の総世帯人数を、下部の式に代入して計算する。 (子の年齢) 3歳未満…0.25人 / 3歳以上6歳未満…0.5人 / 6歳以上10歳未満…0.75人 ※上記により、世帯人数が2人に満たない場合、世帯人数は2人とする。 (式) 世帯人数2～4人・・・10㎡×世帯人数+10㎡ 4人を超える・・・(10㎡×世帯人数+10㎡) × 0.95</p> <p>エ. 同居する場合は、住替え後に同居する人数で算出する。</p> <p>オ. 住戸専用面積は壁芯にて算出する。</p>	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	住戸専用面積	30㎡以上	40㎡以上	50㎡以上	57㎡以上	66㎡以上
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人								
住戸専用面積	30㎡以上	40㎡以上	50㎡以上	57㎡以上	66㎡以上								
<input type="checkbox"/>	<p>○ 住宅の家賃（管理費、共益費、水光熱費及び駐車場使用料等を除く。）が、表に定める金額以下であること（※既存住宅購入の場合は除く（妊娠中の者は2人とする））※6</p> <p>※専用面積の要件とは異なり、世帯人数は年齢により区別されません。</p> <table border="1"> <tr> <td>世帯人数</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>4人</td> <td>5人</td> <td>6人以上</td> </tr> <tr> <td>家賃</td> <td>70,000円</td> <td>75,000円</td> <td>80,000円</td> <td>85,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> </table>	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人以上	家賃	70,000円	75,000円	80,000円	85,000円	90,000円
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人以上								
家賃	70,000円	75,000円	80,000円	85,000円	90,000円								
<input type="checkbox"/>	<p>○ 昭和56年6月1日以降に建築され、新耐震基準を満たす住宅であること</p> <p>ただし、耐震改修工事を実施している場合又は耐震診断を受けて耐震性能があることが確認されている場合についてはこの限りではない。※耐震性能を確認できる書類の提出が必要です。</p> <p>(※昭和56年6月1日以降に建築された住宅でも、規模によっては、昭和56年5月31日以前に着工され、新耐震基準を満たさない住宅の可能性があります。新耐震基準を満たす住宅かどうか、助成金交付申請前に不動産会社等へご確認ください。)</p>												
<input type="checkbox"/>	<p>○ 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域へ転居する場合は、安全上の措置が講じられ、建築主事等による検査済証が交付されていること</p>												

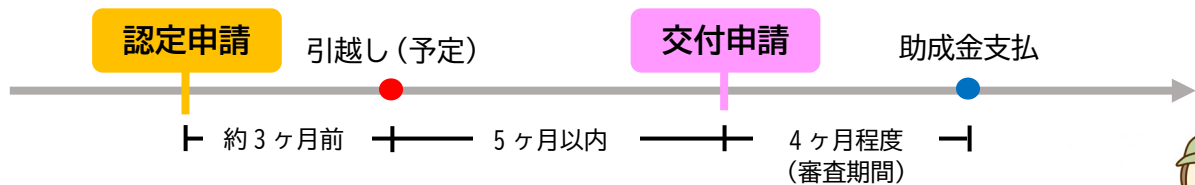
※6 転居後の住宅の専用面積及び家賃については、別世帯の配偶者(単身赴任等)や世帯分離をしている同居者がいる場合は、その方を含めた世帯人数での要件を満たしているかを確認します。

■ **助成対象となる経費** ■ 申請世帯が、事業者（不動産、引越業者）に支払った経費

	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存住宅購入費用</li> <li>○ 礼金、仲介手数料</li> <li>○ 家賃債務保証料</li> <li>○ 住宅保険料(火災保険等)</li> <li>○ 転居前の住宅に係る原状回復費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 敷金</li> <li>× 契約時に払う家賃、共益費、管理費</li> <li>× 鍵交換費用</li> <li>× 転居前後の住宅の清掃又はクリーニング費用</li> </ul>
引越し費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引越し運送費用</li> <li>○ 荷造りや荷解きに係る費用（人件費や梱包資材に係る費用など）</li> <li>○ 引越しに伴うエアコン、洗濯機（転居前住宅から移設したものに限り）などの取り外し・取り付けに係る電気設備工事費用</li> <li>○ 引越しに伴う不用品の処分費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 引越し業者が行う消毒またはハウスクリーニングに係る費用</li> <li>× 公共料金等の名義変更代行サービスにかかる費用</li> <li>× 挨拶品の手配に係る費用</li> <li>× 引越しに係る友人等への謝礼金</li> </ul>

注意：① 家主から立退料（移転引越し費用等）が支払われている。  
 ② 就職や転職等のため、会社等から移転引越し費用等が支払われている  
 ⇒ 上記①②の場合、助成対象経費から各支給額等を差し引いた額の1/2で計算します。  
 ※ 計算した額に100円未満の額が生じた場合は、切り捨てます。

## ■ 助成金の申請期限・お支払いについて ■



### 認定申請

引越し前に対象要件に当てはまるかどうか確認したい方

申請期限：引越し予定日の**3ヶ月～1ヶ月前**

※申請は、令和6年2月29日までに引越し・交付申請が可能な方に限ります。

※既に引越し先が決まっている方は、交付申請によりご申請ください。

**【フラット35・地域連携型】**を利用して中古住宅を購入される方

※要件がありますので、詳しくは福岡市HPをご覧ください。

※【フラット35】地域連携型利用対象証明書の発行に期間（2ヶ月程度）を要しますので、お早目にご申請ください。

《フラット35の詳細について》

・住宅金融支援機構のホームページ ([www.flat35.com](http://www.flat35.com))

・お客様コールセンター (0120-0860-35 / 祝日・年末年始以外 9:00～17:00)



### 交付申請

助成金の申請をされる方

申請期限：引越し日から**5ヶ月**以内

※5か月以内でも、令和6年2月29日(必着)を過ぎると申請できません。

○ すべての支払いが完了した後に交付申請を行ってください。

○ 交付申請から助成金支払いまでは、4ヶ月程度の期間を要します。

## ■ 注意事項 ■

- 申請は、窓口、郵送又はメールで受け付けます。必要書類については、福岡市HPをご確認ください。
- 助成金の支給要件に該当するかご不明な場合には、事前にご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。
- 窓口での申請の際、担当が不在の場合には、お待ちいただくか受付ができない場合がございますので、お手数ですが事前に電話連絡いただきますようお願いいたします。

## ■ お問い合わせ・申請窓口・郵送先 ■

**福岡市役所 住宅計画課 子育て世帯住替え助成事業担当**  
(市役所本庁舎3階)

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL : 092-711-4279 (平日 9:00～12:00/13:00～17:00) FAX : 092-733-5589

MAIL : [sumikae-josei@city.fukuoka.lg.jp](mailto:sumikae-josei@city.fukuoka.lg.jp)

<ホームページ>

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochousei/life/sumikaejosei\\_2.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochousei/life/sumikaejosei_2.html)

福岡市 子育て世帯住替え助成

検索

クリック!